

埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正等  
を求める意見書

近年のペットブームを背景に愛玩動物に関する関心は非常に高まっている。それぞれの家庭では、犬、猫をはじめさまざまな種類の動物が飼われるようになり、人と動物とは今までにないほど親密な関係になっている。

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の生命を尊重する考え方を確立することと併せて、動物の鳴き声による騒音、糞尿その他による悪臭等も含め、動物が人の生命、身体や周辺環境に影響を及ぼすことのないように適切に管理される必要がある。

犬、猫に関しては、これまで個人が所有し、個人の家で飼うという前提があったが、多頭飼育等による周辺環境の悪化は、いつでもどこでも起こりうる問題であり、狭山市においても、騒音・悪臭等により、日常生活に支障をきたしている事例がある。

よって県においては、下記の事項について、「動物の愛護及び管理に関する法律」の一部改正に基づき、「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」の一部を改正するなど、適切な対応をされるよう強く要望する。

記

- 1 多数の動物の飼養及び保管に係る届出を義務付けること。
- 2 多頭飼育者の情報について、関係市に情報を提供すること。
- 3 多頭飼育等に起因する日常生活に影響を及ぼす問題が発生した場合は、今まで以上に県と関係市が連携を図り対応すること。
- 4 関係する地域住民に対しては、より細やかに対応状況等の報告を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

埼玉県狭山市議会

埼玉県知事 上田 清司 様